

熊本県林業公社の今後のあり方に関する
報告書

平成20年3月

熊本県林業公社経営改善推進委員会

目 次

1	はじめに	1
2	林業公社の現状	1
3	これまでの経営改善に向けた取組	3
4	林業公社を取り巻く課題	4
5	今後の追加的改善策	5
6	今後のあり方の検討	8
7	おわりに	13
	資 料	14
	参 考	28
	(1) 熊本県林業公社経営改善推進委員会設置要領	
	(2) 熊本県林業公社経営改善推進委員会委員名簿	
	(3) 熊本県林業公社経営改善推進委員会検討経緯	

土地所有者へのアンケートの結果及び県の考え方について

1 はじめに

社団法人熊本県林業公社（以下「林業公社」という。）は、県内唯一の森林整備法人として、約9千haの森林の管理経営を担い、県土の保全、水源のかん養等重要な役割を果たしているが、森林整備のための資金は借入金等に依存する仕組みとなっており、木材価格の低迷が続いている中では、借入金の解消を含めた長期的な収支見通しは、依然として厳しい状況となっている。

また、行政改革の観点から、財務状況に焦点を当てた包括外部監査の実施や平成17年3月に定められた「県出資団体等に対する県の関与に関する指針」により、林業公社の存廃を含めたあり方についての検討が求められた。

このため、経営健全化に向けた一層の経営改善、林業公社の今後のあり方等の検討を図るべく、平成17年8月、熊本県林業公社経営改善推進委員会（以下「委員会」という。）を設置した。

委員会では現地視察を含め、8回の会議を開催し、これまでの経営改善の実施状況と問題点を検証し、まず、林業公社の経営改善に向けた対策として中間報告書を作成し、平成18年3月に提言を行った。

平成18年の4月からは、今後の林業公社のあり方について、林業公社の経営形態として6つの選択肢を想定し、評点化による総合評価の実施により、一定の方向性を示す結論を得るに至ったところである。

ここに、当委員会において、今後の林業公社のあり方について議論した内容を取りまとめたので、報告する。

2 林業公社の現状

林業公社は、昭和36年に設立され、これまで森林整備を進めてきているが、昭和56年以降の木材価格の下落により、借入債務の償還への不安が問題視され、様々な経営改善の取り組みを行っているところである。

(1) 設立経緯

林業公社は、昭和36年に、五家荘地区での投機的な山林売買や伐採に対して、計画的な造林を進めるため、県主導の下に「五家荘林業公社」として全国で2番目に設立された。昭和46年に、県下全体で松くい虫被害跡地への造林等を行うため、業務範囲を県内全域とする「熊本県林業公社」に改組された。昭和60年に、分収林特別措置法に基づく森林整備法人として認定され、これまで森林所有者による管理が困難な森林の整備を担っている。

(2) 組織

林業公社の理事長は副知事、副理事長は農林水産部長、専務理事は農林水産部次長である。職員数は、昭和54年度には最多で23名あったが、平成19年4月現在の職員数は11名で、うちプロパーは7名、県からの派遣職員が2名、嘱託が2名となっている。（図－1）

(3) 公社有林の現況

分収造林の契約件数は1,349件、契約面積は8,838haとなっており、このうち個人との契約が1,035件と、全体の77%を占めている。また、分収育林の契約件数は89件、契約面積は453haとなっている。(表-1、表-2)

分収造林の1団地当たりの平均契約面積は約12haであり、30ha以上の団地は64団地で、契約面積全体の40%を占めている。(表-3)

(4) 基盤整備(作業道の整備状況)

作業道は、すべての森林施業における効率性の向上、木材搬出経費の低減による収益性の向上(処分立木の評価上の優位性)等を図る上で極めて重要な施設であり、費用対効果を十分踏まえた上で、必要な作業道については計画的に整備する。

なお、作業道の総延長は57,868m 林内路網密度は24.19m/haである。(表-4)

(5) 造林事業

新植については、経営改善の観点から平成9年度以降の新規造林を抑制している。但し、平成12年度及び13年度においては、皆伐放棄地対策のための新植を21ha限定的に実施している。(表-5、図-2)

また、下刈り、つる切りの事業量は、森林の成長に伴い減少しており、枝打ちについては事業費節減のため、平成14年度以降事業量を抑制している。

なお、森林機能を高める間伐については、積極的に実施している。

(6) 収支構造

林業公社の平成18年度の支出をみると、森林の造成・保育等の事業費、人件費、管理費、及び分収交付金等の事業支出は約297百万円となっている。一方、借入金の元金及び利子の返済に係る経費が約373百万円となっており、支出総額の5割以上を占めている。

収入の面では、間伐等の立木処分に係る収入は、収入全体から比較すると、約21百万円と僅かであり、国、県からの補助金と県借入金が大きな割合を占めている。(表-6)

特に、県の一般財源から支出される熊本県森林整備資金による貸付金は、近年9億円前後で推移していたが、平成16年度に農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)資金の借換による利子軽減及び、県の貸付債権の無利子化により5億円弱と大幅に低減している。

(7) 借入金残高の推移

林業公社の公庫からの借入金残高は、毎年の事業に対する借入金の抑制と着実

な元金償還の実施により、ほぼ横這いから減少傾向で推移している。一方、県からの借入金残高については、立木処分による事業収入が未だ少ない中、公庫への元金償還及び利息返済等の負担が大きいことから、年々増加する傾向にある。

この結果、平成18年度末の林業公社の借入金残高は、29,030百万円となっており、本格的な主伐が始まる平成30年まではさらに増加することが見込まれる。

3 これまでの経営改善に向けた取組

林業公社は、昭和55年をピークに下落傾向にある国産材価格や労働賃金及び資材費等の上昇等に伴う経営環境の悪化を踏まえ、全国でも早くから経営健全化に向けた取組を進めてきており、これまでの主な成果は以下のとおりである。

(1) 理事会での取組

平成8年10月の理事会において、林業公社の経営安定を優先する観点から、新規造林を休止することを決議し、原則として平成9年度以降は新規の造林契約を結んでいない。

但し、平成12年度及び13年度においては、皆伐放棄地対策のための新植を21ha限定的に実施している。(図-3)

(2) 経営改善専門委員会の設置に基づく取組

平成9年2月に、林業公社において経営改善専門委員会を設置し、組織の効率化、会費制の導入等を進めており、組織については3課体制を2課体制に縮小したほか、平成10年度からは造林の施業基準を見直し、枝打ちの高さや下刈りの回数、事業の歩掛かりの改善等を図っている。

また、職員数を平成8年度の18名から平成16年度当初までに12名に削減しており、人件費の抑制を図っているほか、平成11年度から会費制を導入し、毎年、県、市町村は1口5万円、森林組合は1組合当たり5万円を単位に会費収入の確保を図っている。(表-9、表-10)

(3) 熊本県森林整備協議会の設置に基づく取組

平成9年8月に、県と市町村により設置された熊本県森林整備協議会の報告に基づき、それまでの拡大造林から、伐採年齢の長期化等環境保全を重視した森林整備への運営方針の転換を図っており、森林所有者の理解を得ながら管理面積の2/3に相当する5,900haを目標に長伐期施業への変更協議を進めている。

(4) 林業公社経営検討委員会の設置及び提言に基づく取組

平成14年7月に、林業公社において、林業公社経営検討委員会を設置し、今後の林業公社の展望と経営改善の取組方向が検討され、平成15年2月に提言がまとめられた。林業公社では、この提言に基づき様々な経営改善に向けた取組が

行われている。

① 事務・事業の効率化

平成15年度に会計システム、16年度に事業管理システムが導入されて事務の効率化が図られている。

② 森林整備地域活動支援交付金の活用

公社有林が所在する関係市町村にその活用を要請し、公社有林の現況調査や歩道の整備等に必要な経費の交付を受けている。(表-11)

③ 施業転換資金による借換

公庫からの借入金については、施業転換資金等の金利の低い資金による借換を進め、平成14年度～15年度に約22億円の利子の軽減を図った。(表-12)

④ 分収割合の引き上げ

地方公共団体との分収林契約について、林業公社の分収割合を10%引き上げるよう交渉を進めており、これまでに旧矢部町、旧泉村、益城町、芦北町、御船町、水上村との契約について変更が行われた。(表-13)

⑤ 長伐期施業の推進による契約変更

長伐期施業の導入も進めており、これまでに目標の5,900haに対して平成18年度までに約4,734haの契約変更が行われている。この結果、伐採時期の分散化が進んでいる。(表-14、図-4)

⑥ 県からの貸付金の無利子化

平成16年6月に、県からの既往貸付金について無利子化され、約105億円(平成16年度～平成48年度:32年分)の利子軽減が図られた。(表-15)

4 林業公社を取り巻く課題

林業公社は、経営改善のための種々の取組を行ってきたところであるが、経営改善を今後更に進めていく中で、林業公社を取り巻く以下のような課題がある。

(1) 収支見直し

林業経営を取り巻く環境が木材価格の低迷等から厳しさを増す中で、林業公社ではこれまでに経営健全化に向けた様々な取組を進めてきたところであるが、最近3カ年(平成15～17年)の平均素材(丸太)単価をベースに将来の収支見直しを試算すると、契約終期の平成96年度時点では借入金残高が88億円とな

る見通しとなっている。但し、木材価格は近年下落傾向で推移しているものの、中国等の経済成長に伴う需要の増加、世界的な違法伐採の問題、地球温暖化の進行等を背景として、木材需要をとりまく情勢は変化してきている。（表－１６、図－５）

(2) 森林機能の確保

林業公社では、今後徐々に契約の満期を迎える森林が増加していく中で、現在の契約どおりに伐採を行うとした場合、伐採時期や伐採箇所が集中すること、及び林業経営が厳しい状況の中で、伐採後に土地所有者による確実な更新が図られるか不透明な状況にあること等から、森林の公益的機能の低下を招く恐れがある。（表－１７）

また、自然環境の保護や国民の健康志向を背景とした、生物多様性の保全や花粉症対策に対する要請等の高まりに応じる森林施業の実施が求められている。

(3) 県産材の利用拡大

世界的な木材の需給構造が変化する中、これまで外材を主体としていた国内製材加工業界において、国産材へのシフトの傾向が見られる。このような中で、県産材の利用拡大に向け、低コスト森林施業の実践や木材の安定供給への寄与が求められている状況となっている。

5 今後の追加的改善策

このような林業公社を取り巻く課題を踏まえ、林業公社が経営の健全化を確立し、その目的を達成するために、追加的な改善策として、以下の取組みが必要である。

(1) 収支改善

長期収支見込みによる平成９６年度の借入金残高が約８８億円となることや、これまでの経営改善の取組み状況等を踏まえ、以下の追加的対策による更なる改善を着実に推進し、収支改善に努めることとする。（図－６）

なお、関係者が一丸となって、より一層の改善努力を行い県民の理解と協力を得ることが重要である。

① 林業公社の自助努力

職員一人一人が運営コストの重要性を認識し、効率的かつ合理的な公社運営に取り組む必要がある。特に林業公社の運営に当たっては、多くの県民あるいは土地所有者の理解と協力が不可欠であり、林業公社の経営状況、公社有林の現状や公社有林の果たしている役割等について、理解を得るための啓発活動により一層取り組むことが重要である。

② 長伐期施業の推進

現行伐期を長期化し、長伐期施業の有利性を活かすことにより、生産コストの低減につなげるとともに、低利資金への借換え等を行い、収益性の増大を図

る必要がある。また、中、長期的視点に立って資源の平準化及び計画的な生産に努めることが必要である。

③ 不成績林分の契約見直し

台風による風倒被害やシカ剥皮被害等経済的価値が低下した林分の契約解除により、育林経費の節減及び公庫からの借入金債務の繰上償還による金利軽減を図る必要がある。

④ 契約内容の見直し

昭和56年以降、木材価格が下落しており、収入に占める費用の割合が高くなってきていることから、林業公社は、土地所有者の理解と協力を求めながら、分収割合の見直しを、公有林分の方収割合を6（公社）：4（土地所有者）から8：2へ、その他分の方収割合を6（公社）：4（土地所有者）から7：3へと変更することにより、林業公社の健全な運営を維持するための必要な収益の確保に努めることが適当である。

また、これまで、森林国営保険の収入については分収の対象としていたが、保険金は収入ではなく、損害の補填であることから、保険金による収入を分収対象としない契約内容の見直しにより、林業公社の健全な運営を維持するために必要な収益の増加を図る必要がある。

⑤ 広葉樹林化促進対策事業等の活用

広葉樹林、針広混交林等へ誘導するための間伐等に係る国の補助制度を有効に活用し、収益性の向上及び再植林に係る経費の節減を図り、林業公社の運営コストの軽減及び伐採後の確実な更新に努める必要がある。

⑥ 森林整備地域活動支援交付金の活用

事業実施区域の明確化作業や歩道の整備等を行い、計画的な森林施業を実施していくために、市町村の協力を得て、森林整備地域活動支援交付金の活用を図ることにより、事業管理費を補填し、借入額の縮減を図る必要がある。

⑦ 国、公庫への要請

林業公社の問題は、木材価格の下落、経営コストの上昇など社会的要因に起因しており、林業公社独自での解決を図ることは困難な状況にある。

このため、経営改善に係る必要な制度、支援等について、九州各県、全国の森林整備法人を有する都府県と連携し、国、公庫へ要請を行う必要がある。

(2) 森林機能の持続的確保や環境保全を重視した森林施業

林業公社は、その設立目的である森林の公益的機能の維持増進を図るため、間伐をはじめ適切な森林整備を進めるとともに、伐採や伐採後の更新、更には環境保全に対する県民の要請の高まりも視野に入れ、以下の取組みを着実に進めることが必要である。

① 契約期間の変更

当初の契約期間は、標準的な伐期（スギ：40年～50年，ヒノキ：45年～55年）に応じた期間となっているため、契約どおりの伐採が実施されれば、伐採時期や伐採箇所の集中等による一時的な公益性機能の低下が懸念されるため、林業公社は、長伐期化に向けた契約変更を進めることにより、今後予想される伐採の時期や箇所の集中を計画的に回避し、時期的、局地的な森林の公益性機能の著しい低下を未然に防止することが必要である。

② 針広混交林化等

生物多様性の保全や花粉症対策に対する県民の要請に応えるためには、針葉樹の一斉林から広葉樹の混ざった森林に誘導していく取り組みが必要である。また、更新に係る土地所有者の負担を軽減するため、極力、天然力を活用して更新を行う施業が考えられる。このため、林業公社は、森林所有者の意向も踏まえつつ、一部の森林について、強めの間伐を実施し、天然更新による針広混交林化等を推進する森林施業を行うことが適当である。

(3) 地域林業の振興への寄与

これまで影響力の強かった外材の需給構造に変化が見られ始めたことで、国産材の利用に対する期待が高まりつつあることを踏まえ、林業公社は、その設立目的である地域林業の発展に寄与するため、県産材時代の実現に向けた以下の取り組みを行うことが必要である。

① 低コスト森林施業の導入

県産材時代を実現するためには、木材の生産、流通、加工の各分野でのコスト削減が不可欠であり、森林施業においても、更なる低コスト化が求められている。このため、林業公社は、効率的な作業道の整備、列状間伐の導入、高性能林業機械を有する事業者の活用等の低コスト森林施業を実施し、地域林業の模範となるべきである。

② 地域材の安定供給への寄与

県産材の利用を拡大していくためには、求められている規格・量の木材を、地域全体として安定的に供給していくことが極めて重要である。このため、林業公社は、地域の木材需給に関する情報を的確に把握するとともに、これを伐採計画に反映させ、地域材の安定供給体制の確立に寄与していくことが必要である。このことは、公社有林の計画的な伐採、林業公社の収入確保にもつながるものである。

6 今後のあり方の検討

これまでの林業公社の役割や課題を踏まえ、今後の林業公社のあり方について、存廃を含めた検討を行った。

(1) 検討の方法

林業公社の今後のあり方の検討に当たっては、全国における取組や検討の状況等を踏まえ、以下の6つの選択肢について、同一の評価項目で評点化を行う総合評価を基本として検討を行った。

- ① 公社継続（経営改善）
- ② 公社継続（目的転換）
- ③ 公社継続（他団体との統合）
- ④ 公社継続（公社有林化）
- ⑤ 公社廃止（県有林化）
- ⑥ 公社廃止（民有林化）

(2) 選択肢の内容及び特徴

6つの選択肢について、その内容と特徴を整理すると以下のとおりである。

① 公社継続（経営改善）

ア 内容

- ・ 現行の経営形態を維持。
- ・ 分収割合の見直し、長伐期化の推進、補助事業の有効活用等、追加的対策を柱とした経営改善（以下「経営改善」という。）を推進。

イ 特徴

- ・ 県の一定の関与あり。
- ・ 標準伐期施業、長伐期施業、針広混交林化施業等各種の施業を実施。
- ・ 有利な補助金、森林整備活動支援交付金等の活用が可能。
- ・ 無利子貸付に係る地方財政措置の活用が可能。
- ・ 分収率の変更に係る土地所有者の理解を得るには困難が伴う。

② 公社継続（目的転換）

ア 内容

- ・ 現行の経営形態を維持。
- ・ 分収造林の目的を「環境保全」に特化。
- ・ 「環境保全」を目的とした契約内容に変更。（契約期間の延長、針広混交林化施業等）
- ・ 林業公社の既往債務を一括償還するため、県が予算措置を実施。
- ・ 事業運営に必要な経費で林業公社が賄いきれない部分（場合）は、県が予算措置を実施。
- ・ 経営改善を推進。

イ 特徴

- ・ 県の一定の関与あり。
- ・ 針広混交林化施業を実施。
- ・ 木材収入が減少。
- ・ 有利な補助金、森林整備活動支援交付金等の活用が可能。
- ・ 無利子貸付に係る地方財政措置の活用が可能。
- ・ 単年度に、県による多額の予算措置が必要。
- ・ 施業内容の変更及び分収率の変更に係る土地所有者の理解を得るには困難が伴う。

③ 公社継続（他団体との統合）

ア 内容

- ・ 他団体等と統合。
- ・ 基本的な事業内容は変更なし。
- ・ 経営改善を推進。

イ 特徴

- ・ 県の一定の関与あり。
- ・ 標準伐期施業、長伐期施業、針広混交林化施業等各種の施業を実施。
- ・ 一定の間接経費の縮減が期待できる。
- ・ 有利な補助金、森林整備活動支援交付金等の活用が可能。
- ・ 無利子貸付に係る地方財政措置の活用が可能。
- ・ 分収率の変更に係る土地所有者の理解を得るには困難が伴う。

④ 公社継続（公社有林化）

ア 内容

- ・ 土地所有者の持分及び土地を林業公社が買収し、林業公社有林として経営
- ・ 買収に必要な資金について県が予算措置。
- ・ 経営改善を推進。

イ 特徴

- ・ 県の一定の関与あり。
- ・ 標準伐期施業、長伐期施業、針広混交林化施業等各種の施業を実施。
- ・ 土地の取得経費が必要。
- ・ 有利な補助金、森林整備活動支援交付金等の活用が可能。
- ・ 無利子貸付に係る地方財政措置の活用が可能。
- ・ 単年度に、県による多額の予算措置が必要。
- ・ 土地所有者の持分及び土地の取得に係る調整に困難を伴う。

⑤ 公社廃止（県有林化）

ア 内容

- ・ 林業公社を廃止し、公社の権利・義務を県に引継ぎ、県有林と一体的に管理。
- ・ 既往の県貸付金は代物弁済により解消。
- ・ 既往の農林漁業金融公庫債務は県が承継。
- ・ 経営改善を推進。

イ 特徴

- ・ 県の事業として実施。
- ・ 標準伐期施業、長伐期施業、針広混交林化施業等各種の施業を実施。
- ・ 代物弁済に伴う消費税が発生。
- ・ 有利な補助金、森林整備活動支援交付金等の活用ができない。
- ・ 貸付金の解消により、無利子貸付に係る地方財政措置の適用はない。
- ・ 分収率の変更に係る土地所有者の理解を得るには困難が伴う。

⑥ 公社廃止（民有林化）

ア 内容

- ・ 林業公社を廃止し、林業公社の持分を個人又はNPO等の第三者に有償譲渡。
- ・ 既往債務は譲渡金により返済。
なお、既往債務の償還に不足が発生する場合は県が負担。

イ 特徴

- ・ 県の関与なし。
- ・ 長伐期施業、針広混交林化施業は導入されない恐れがある。
- ・ 森林整備活動支援交付金の活用はできるものの、有利な補助金は活用できない。
- ・ 無利子貸付に係る地方財政措置の適用はない。
- ・ 林業公社の持分を取得する個人等の出現は到底期待できないとともに、土地所有者の理解も得られにくい。

(3) 総合評価

6つの選択肢を評価する評価項目、数値化するための評点化の考え方を整理し、総合評価を行った。

① 評価項目

今後の林業公社のあり方を検討する上で考慮する必要があると考えられる、林業公社の設立に掲げた目的達成の確実性、貸付金・補助金等の支出による県財政への影響、予算措置等を含めた実行可能性の3つを大項目とし、以下の11の評価項目を設定した。

大項目(1) 林業公社設立目的達成の確実性

[森林の公益的機能の維持・増進]

① 適切な間伐等森林整備の実施

地球温暖化防止森林吸収源対策の推進の要請等も踏まえ、間伐等の適切な森林整備が確実に実施できるか

② 長伐期化、針広混交林化等公益的機能重視の施業の指向

水源のかん養等森林の公益的機能の発揮に対する要請を踏まえ、より公益的機能の発揮に資する施業を指向できるか

③ 契約解除後の更新の確実性

分収造林契約解除後に確実に更新することができるか

[林業の発展]

④ 低コスト森林施業の実践

国産材時代の実現に向け、現在課題となっている低コストな森林施業（列状間伐、低コスト作業道の整備等）を模範的に実践することが可能か

⑤ 県産材の安定供給への貢献

新生産システムの導入等も踏まえ、県産材の需要動向に応じ、県産材の安定供給の一翼を担えるか

大項目(2) 県財政への影響

⑥ 最終的に県負担となるおそれのある額

最終的に県負担となるおそれのある額（最終の公社の借入残高）はどの程度か。

⑦ 有利な補助制度等の有効活用

有利な造林補助金等を活用できるか

⑧ 地方財政措置の活用

特別交付税等地方財政措置はどのような状況になるか

大項目(3) 実行可能性

⑨ 単年度に県が措置すべき予算の最大値（追加措置分）

単年度に県が措置すべき予算の最大値はどの程度になるか

⑩ 公社の事務負担

契約変更等に要する公社の事務負担はどの程度になるか

⑪ 契約相手方等の理解

契約変更や公社分収権の譲渡に当たり契約相手方・譲渡相手方の理解が得られるか

② 評点化

- ア 評価項目の評点は、「点数」×「重み付け」により算定することとした。
イ 「点数」は、各選択肢間の相対的な程度により3段階に分類することとした。

「高」…5点、「中」…3点、「低」…1点

- ウ 「重み付け」は、評価項目間により、重要性の度合いによる格差を考慮し、以下のとおりとした。(表-18)

(大項目(1)に属する評価項目)	:	(大項目(2)に属する評価項目)	:	(大項目(3)に属する評価項目)	
=	3	:	5	:	5

③ 総合評価(表-19、表-20)

総合評価の結果は別表のとおりであり、公社継続(経営改善)及び公社継続(統合)が最も評点が高くなった。

(4) 今後のあり方

総合評価の結果、最も評点が高かった公社継続(経営改善)及び公社継続(統合)の両者を比較した場合、公社継続(統合)は、一定の間接経費の縮減が期待される一方、契約名義変更の事務の増加が予想される。

また、実際に統合を行う場合には、間接経費の節減のみならず、業務本体においても、相互に何らかの関連やメリットが必要と考えられるが、これらを条件とした統合を早期に進められる相手先は、現時点では不透明である。

このため、全ての追加的改善策を実施できた場合には債務残高の解消は可能と考えられることを踏まえ、中期的には、収支改善をはじめとして、地域林業の振興や公益的機能の確保という視点も踏まえながら、経営改善に向けた最大限の取組を第一に行うべきである。一方で、常に将来の見通しを立てながら、他団体との統合も視野に入れた検討を進めていくことが必要である。

森林施業(標準伐期施業、長伐期施業、針広混交林化施業等)については、土地所有者の意向のみならず、生物多様性の保全や花粉症対策の推進等に対する県民の要請の高まりも踏まえ、適切に選択すべきと考える。

また、個別団地ごとに適切な森林施業の選択を行った上で、中長期的な主伐及び間伐の計画を作成するとともに、これを踏まえて計画的に作業道の整備等を行うことにより、効率的かつ計画的な事業実施と最大限の収益の確保を図るべきと考える。

今後も、県の支援を受けつつ、林業公社が経営を行っていくためには、県民の理解が必要である。このため、林業公社の果たしている役割等について積極的にPRを行うとともに、財務事情を含む経営の状況、経営改善に向けた取組等につ

いて分かりやすく情報開示することが必要である。

また、分取割合の変更をはじめ、経営改善のための対策を実施する上においては、土地所有者の理解が不可欠である。このため、土地所有者に対しても、林業公社の経営状況、経営改善に向けた取組、県や市町村の支援等について、あらゆる機会をとらえて、積極的に説明していくことが必要である。

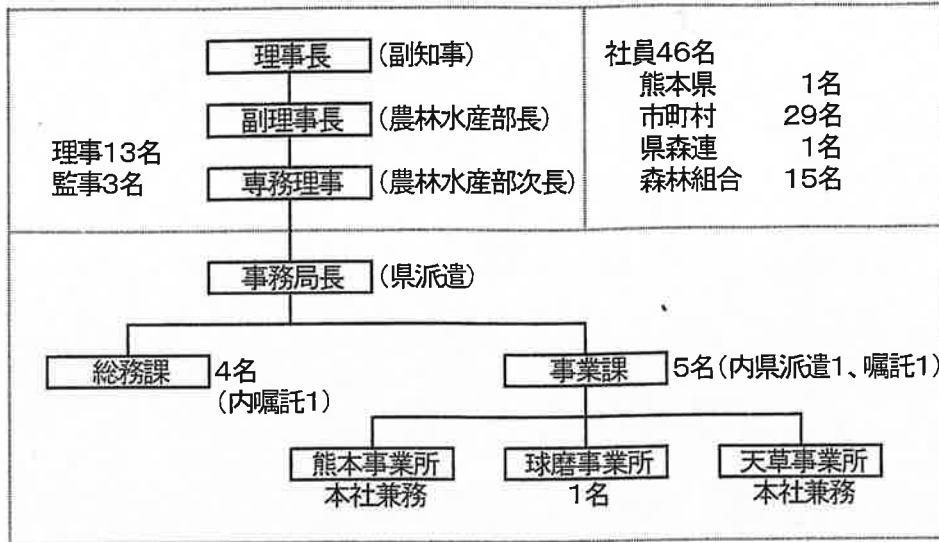
7 おわりに

林業経営が厳しい状況にあるが故に、森林のもつ公益的機能の維持増進及び林業の発展という林業公社の目的は、ますます重要となっているものと思料される。

林業公社の経営の健全性を確保し、その目的を達成するためには、林業公社、関係機関及び関係者が、それぞれの立場で最大限の努力を行うことが必要である。

本委員会の提言に即し、熊本県においては林業公社の今後のあり方の方針決定を行い、初期の目的を達成し得る森林整備法人として自立できるよう支援するとともに、林業公社においては、職員一人一人の自助努力をはじめ、経営改善に向けた追加的対策を積極的に進めることを期待したい。

図一 1 組織機構図



表一 1 分収造林契約面積 (平成19年3月末日現在)

単位：ha、%

区分	分収造林					計
	個人	共有	会社	公有	その他	
件数	(61) 1,035	(40) 169	(2) 28	99	18	(103) 1,349
面積	4,276.58	2,198.31	534.43	1,621.12	207.80	8,838.24
面積比	49.0	24.5	6.0	18.4	2.1	100.0

※件数欄の () は県外在住分で内数。その他は寺社、組合等。

表一 2 分収育林契約面積 (平成19年3月末日現在)

単位：ha、%

区分	分収育林					計
	個人	共有	会社	公有	その他	
件数	(1) 58	(1) 9	2	20	0	(1) 89
面積	194.17	89.37	6.69	162.29	0.00	452.52

表一 3 分収造林・分収育林階層別団地面積 (平成19年3月現在)

単位：ha、%

区分	分収造林			分収育林		
	団地数	面積	面積割合	団地数	面積	面積割合
100ha以上	4	483.05	5.5	0	0	0.0
50~100	25	1,743.39	19.7	0	0	0.0
30~50	35	1,317.28	14.9	2	65.88	14.6
10~30	164	2,774.86	31.4	8	134.49	29.7
5~10	236	1,665.28	18.8	17	112.75	24.9
5未満	268	854.38	9.7	48	139.4	30.8

表－４ 作業道の開設実績及び林内路網密度

(単位：m)

区分	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
直営	3,770	6,836	5,887	1,645	0	600	1,563	1,985
負担金	8,675	9,868	11,863	5,013	8,340	7,995	6,282	3,450
合計	12,445	16,704	17,750	6,658	8,340	8,595	7,845	5,435

契約面積 ha	森林面積 A ha	公社内 公道延長 m	公社内 作業道 m	計 (公社内 路網延長) B m	密度 B/A m / ha
9,293.86	8,669.12	61,636	148,104	209,740	24.19

表－５ 造林事業の推移

(単位：ha)

		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
保育	新植	0	0	9	12	0	0	0	0	0
	下刈	754	577	315	347	279	257	193	157	116
	つる切り	314	552	409	303	164	240	292	265	188
	除間伐	456	474	487	462	622	789	950	643	627
	枝打	336	347	217	255	0	54	0	0	0
計		1,860	1,950	1,437	1,379	1,065	1,340	1,435	1,065	931

図－２ 新植面積の推移

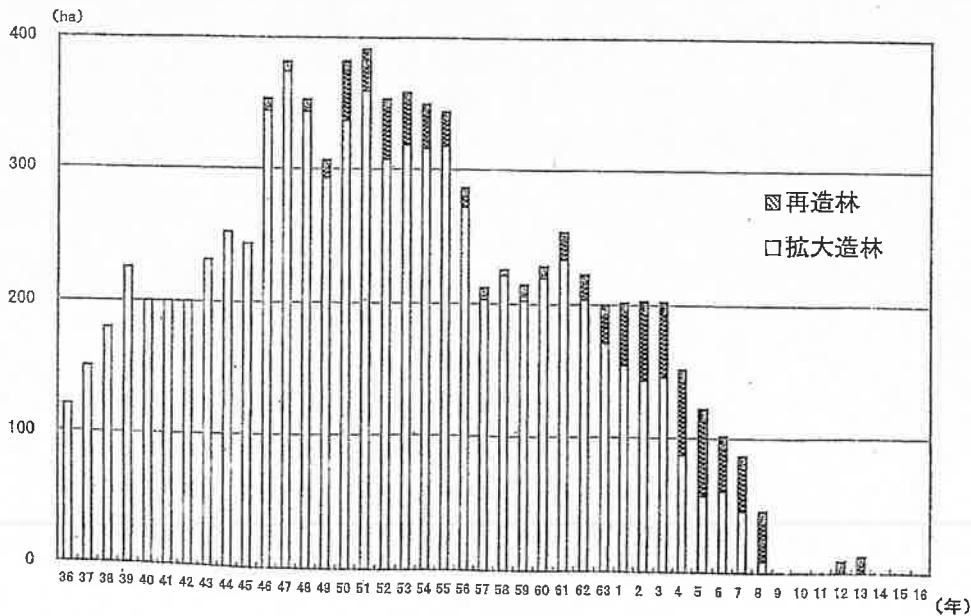


表-6 収支構造 (平成18年度)

(単位:百万円)

支出		収入	
科目	金額	科目	金額
事業費	196	処分収入	21
人件費	70	補助金	189
管理費	23	市町村負担金	2
分収交付金	8	事業外収入	12
公庫元金償還	171	会費収入	7
公庫利息	182	公庫借入金	28
県元金償還	20	県借入金	429
退職給与引当金	8	前期繰越金	18
計	678	計	706

※次年度への繰越金28百万円

表-7 年度別支出の推移

(単位:百万円)

		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
事業費		345	336	292	173	254	260	224	197
人件費		94	68	68	75	75	73	71	69
管理費		24	26	26	57	31	54	25	24
分収交付金		9	6	7	10	6	6	12	8
計		472	436	393	315	366	393	332	298
元利償還	元金償還	113	130	131	139	132	165	266	171
	公庫	0	5	8	11	13	16	18	20
	小計	113	135	139	150	145	181	284	191
	利子償還	351	343	344	347	209	93	189	182
	公庫	437	437	437	436	436	192	0	0
	小計	788	780	781	783	645	285	189	182
計		901	915	920	933	790	466	473	373

表-8 長期借入金残高の推移 (平成19年3月末現在)

年度	昭和46	昭和56	平成3	平成13	平成16	平成17	平成18
公庫借入金	253	3,120	7,982	9,387	9,079	8,868	8,726
県借入金	238	2,090	7,692	17,060	19,382	19,895	20,304
合計	491	5,210	15,674	26,447	28,461	28,763	29,030

表-9 職員数及び人件費の推移

区分	H8	H9	H10	H11	H12	H13
職員数	18 (1)	17 (1)	14 (2)	12 (2)	13 (2)	13 (2)
人件費	106,740	98,728	77,551	65,524	67,964	68,015
H8対比	100.0	92.5	72.7	61.4	63.7	63.7

(単位:人、千円、%)

区分	H14	H15	H16	H17	H18
職員数	12 (2)	12 (2)	12 (2)	11 (2)	11 (2)
人件費	75,352	75,415	73,021	70,516	69,348
H8対比	70.6	70.7	68.4	66.1	65.0

()は県出向分で内数、人件費の額は決算額

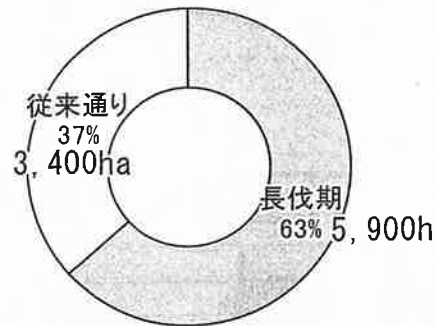
表一 10 会費の内訳（平成19年3月末現在）

金額単位：千円

社員	口数	金額	備考
熊本県	77	3,850	
市町村	52	2,600	
熊本県森林組合連合会	5	250	
森林組合	15	750	
計	149	7,450	

図一 3 長伐期施業への転換

林業公社有林の管理目標： 管理面積の3分の2を長伐期施業へ移行



表一 11 森林整備地域活動支援交付金の活用状況

単位：千円

	対象市町村数	支援交付金収入額
H14	43	74,163
H15	45	76,472
H16	38	77,115
H17	35	77,013
H18	28	77,392
計		382,155

表一 12 施業転換資金の活用状況

単位：百万円

	借換額	利子軽減額
H14	4,991	1,999
H15	377	182
計	5,368	2,181

表一 13 分収割合変更実績（県：土地所有者，6：4→7：3）

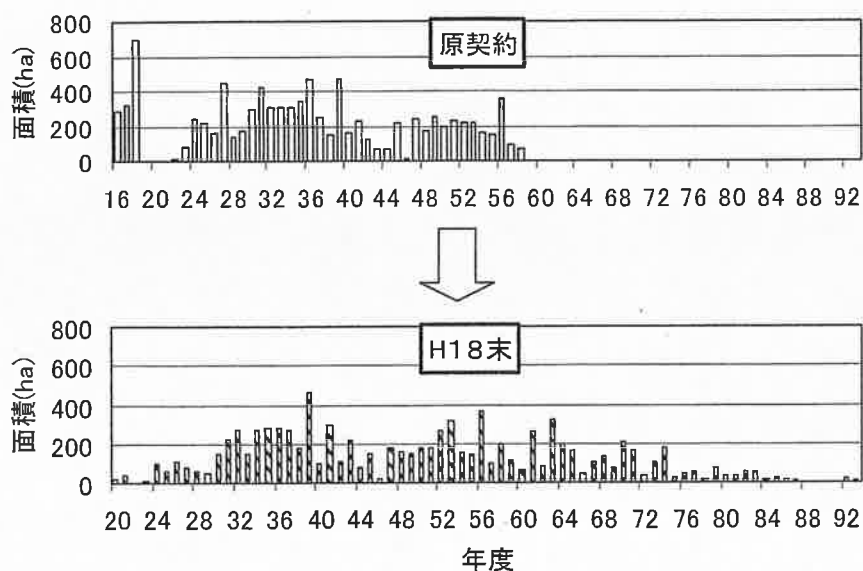
	対象町村名	変更実施面積 (ha)
H15	山渚町 (旧矢部町)、八代市 (旧泉村)	221
H16	益城町	56
H17	水上村、御嶺町、芦北町	39
計		316

表一 1 4 契約延長進捗状況（平成19年3月現在）

（面積単位：ha）

区分	計画	H11 年度 まで	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	累計	進捗率 （%）
公有林	962	0	442	421	10	29		390	326	902	94
財産区	600	0	242	143	215	0			14	614	102
私有林	4,338	1,040	92	311	266	389	417	390	312	3,217	74
計	5,900	1,040	776	875	491	418	417	390	326	4,317	80

図一 4 契約期間満了年度面積



表一 1 5 県の借入金金利の無利子化

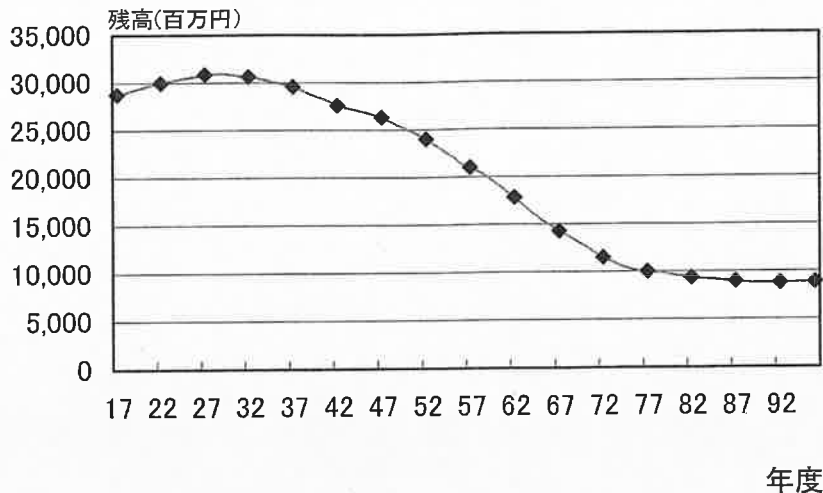
資金名	条例改正日	利子軽減額（百万円）
熊本県森林整備資金	平成16年6月17日	10,462

表一 16 契約終期（平成 96 年）借入金残高の試算

単位：百万円 木材平均単価の推移

素材単価	平成 15~17 年度 平均単価	樹種・規格／年度		平均価格（単位：円／m ³ ）		変動差
				H14~H16	H15~H17	
契約終期の 借入金残高	8,845	スギ I	中丸太 14-22 4m	13,200	12,600	-600
		II	中丸太 24-28 4m	15,300	14,700	-600
		III	大丸太 30-36 4m	18,700	17,600	-1,100
		ヒノキ I	中丸太 14-22 4m	26,700	25,200	-1,500
		II	中丸太 24-28 4m	29,500	26,800	-2,700
		III	大丸太 30-36 4m	33,100	29,100	-4,000

図一 5 長期経営試算における借入残高の推移



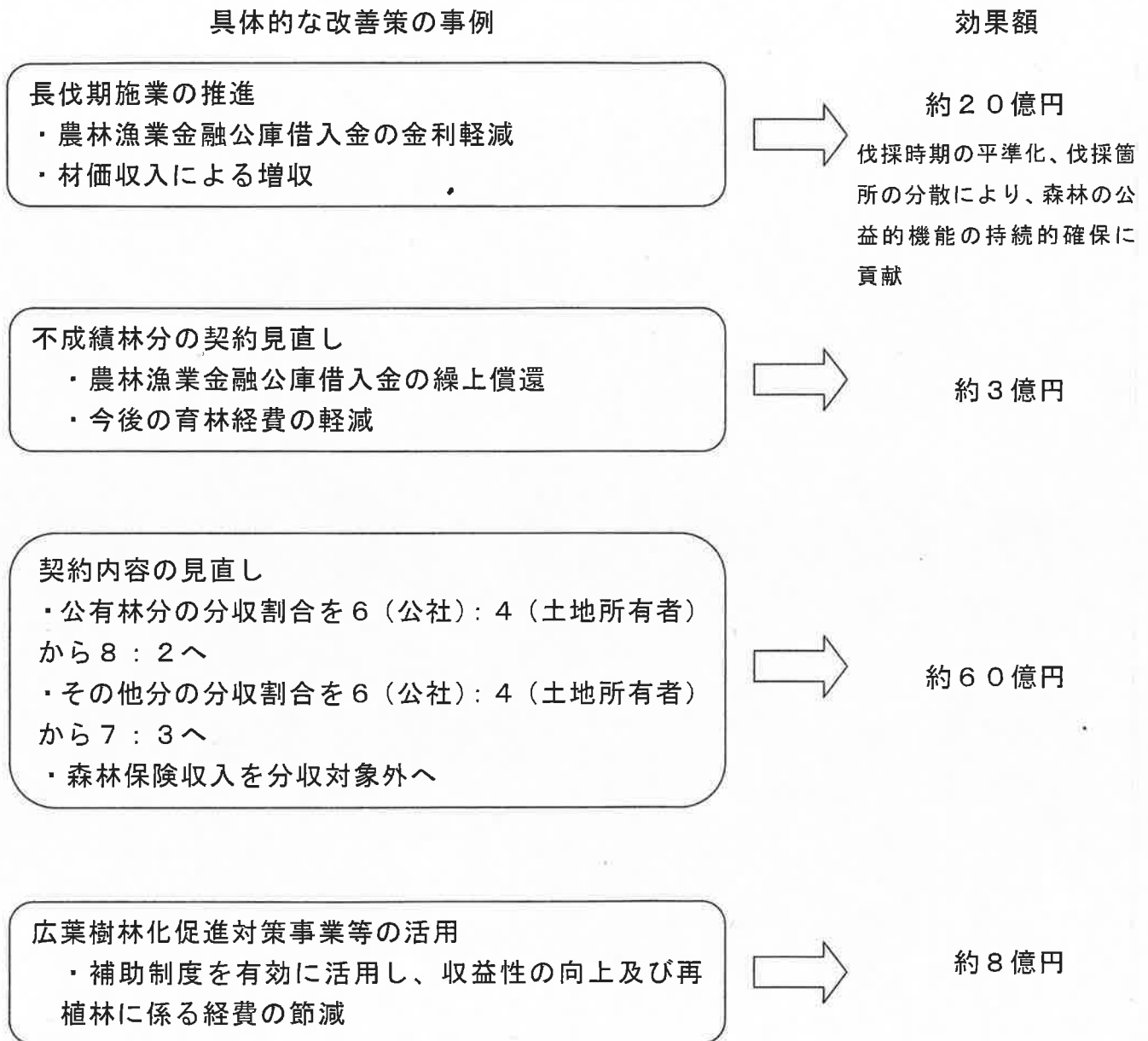
表一 17 森林の公益的機能の評価額（年間）

機能の種類	熊本県 (億円／年)	林業公社 (百万円／年)
資源かん養機能	7,088	8,802
うち降水の貯留	2,282	2,833
洪水の防止	1,461	1,815
水質の浄化	3,345	4,154
土砂流出防止機能	4,262	6,198
土砂崩壊防止機能	1,564	1,944
保健休養機能	334	—
野生鳥獣保護機能	699	—
大気保全機能	1,504	2,535
うち二酸化炭素吸収	362	610
酸素供給	1,142	1,924
合計	15,451	19,479

※ 平成 12 年度の林野庁貨幣評価に準じて試算

図-6 長期収支試算例

- 借入金残高の見込み：約88億円（平成96年度末）
 （平成15～17年の平均木材価格で試算した場合）



- 効果額合計（改善策がすべて実施された場合）：約91億円

表-18 重み付け

大項目(1) 林業公社設立目的達成の確実性	
〔森林の公益的機能の発揮〕	
① 適切な間伐等森林整備の維持	(×3点)
② 長伐期化、針広混交林化等公益的機能重視の施業の指向	(×3点)
③ 契約解除後の更新の確実性	(×3点)
〔林業の振興〕	
④ 低コスト森林施業の実践	(×3点)
⑤ 県産材の安定供給への貢献	(×3点)
大項目(2) 県財政への影響	
⑥ 最終的に県負担となるおそれのある額	(×5点)
⑦ 有利な補助制度等の有効活用	(×5点)
⑧ 地方財政措置の活用	(×5点)
大項目(3) 実行可能性	
⑨ 単年度に県が措置すべき予算の最大値(追加措置分)	(×5点)
⑩ 公社の事務負担	(×5点)
⑪ 契約相手方等の理解	(×5点)

存続区分		継続				廃止	
評価項目	選択肢	A 経営改善	B 目的転換	C 統合	D 公社者林化	E 県有林化	F 民有林化
(1) 目的達成の確実性 (×3点)							
① 適切な間伐等森林整備の確保、地球温暖化防止は森林整備が確実に実施できるか また、間伐等の適切な森林整備が確保に実施できるか		県の関与の下、事業実施に必要な措置を措置 5 同左	5 同左	5 同左	5 同左	5 県の事業として実施に必要な経費を措置 3 費用負担者の資金事情によっても、適切な森林整備が実施されない可能性あり。	
② 県伐期化、針広混交林化等公益的機能重視の施策の指向往来のかん養等森林の公益的機能の発現に対する要請を踏まえ、より公益的機能の発現に資する施策を指向往でできるか		県伐期化を推進 針広混交林化を推進 5 針広混交林化を推進	5 針広混交林化を推進	5 県伐期化を推進 針広混交林化を推進	5 県伐期化を推進 針広混交林化を推進	3 早期かつ効率的に収入をあげたため、県伐期化、針広混交林化は採用しない可能性大。	
③ 契約解除後の更新の確実性 分収造林契約解除後に確実に更新に更新することができるか		針広混交林化により、一部種案に更新可能 3 更新可能	5 針広混交林化により、全て更新可能	3 針広混交林化により、一部種案に更新可能	5 公社が積極的に森林を所有することから、確実に更新が可能	3 針広混交林化が採用されない可能性が高く、大面積更新も予期されないことから、現実な更新が難しくなるおそれもある	
④ 低コスト森林事業の実現 国産材時代の実現に向け、現在課題となっている低コストな森林整備(別採間伐/低コスト作業道の整備等)を積極的に実践することが可能か		地域における機能的森林事業及び経営改善を進める観点から、低コスト事業を実施 5 低コスト事業を実施	3 低コスト事業を進めるものの、確保に特化して定性間伐を実施する 5 確保に特化して定性間伐を実施	5 地域における機能的森林事業及び経営改善を進める観点から、低コスト事業を実施	5 地域における機能的森林事業及び経営改善を進める観点から、低コスト事業を実施	3 費用負担者は、地域の機能的な森林事業となる買戻はなく、森林施策に関する別況を有することは限らない	
⑤ 県産材の安定供給への貢献 新生産シス元への導入等も踏まえ、県産材の需要動向に応じ、県産材の安定供給の一翼を担えるか		費用負担者が一元化されるため、需要動向に対応した安定供給が可能 5 需要動向に対応した安定供給が可能	3 間伐を主体とした産材体系に転換する 5 間伐を主体とした産材体系に転換する	5 費用負担者が一元化されるため、需要動向に対応した安定供給が可能	5 費用負担者が一元化されるため、需要動向に対応した安定供給が可能	3 費用負担者が複数となり、木材の安定的な供給を確保するのは困難に伴う	
小計		69	69	69	75	69	33

評価項目	選択肢		A 経営改善		B 目的転換		C 統合		D 公社青林化		E 県青林化		F 民有林化	
	選択肢	評価項目	経営改善	目的転換	統合	公社青林化	目的転換	統合	公社青林化	目的転換	統合	県青林化	目的転換	統合
(2) 果樹への影響 (×5点)														
⑥ 最終的に果農負担となるおそれのある額 (※1) 最終的に果農負担となるおそれのある額 (最終の公社の借入残高) はどの程度か。	3	約3億円～約88億円	1	約64億円～約99億円	3	約5億円～約86億円	1	約175億円～約206億円	3	約8億円～約99億円	50			
⑦ 有利な補助制度等の有効活用 有利な還付補助金等を活用できるか	5	補助金の利用 (最高85%) ・支拂交付金の利用 ・貸付収入	5	同左	5	同左	5	同左	5	同左	3	補助金の利用 (最高51%) ・補助金の利用 (最高89%) ・支拂交付金の利用		
⑧ 地方財政措置の活用 (※2) 特別交付税等地方財政措置はどのような状況になるか	5	約49億円	5	約32億円	5	約49億円	5	約99億円	5	約99億円	5	同左		
小計	65		55		65		55		55		65			
(3) 実行可能性 (×5点)														
⑨ 単年度に果が借入すべき予算の最大値 (追加借入) 単年度に果が借入すべき予算の最大値はどの程度になるか	5		0	約510億円 (繰上償還 約300億円) (基金創設 約210億円)	5		1	約270億円 (立本購入 約177億円) (土地購入 約93億円)	3	約11億円 (消費費)	50			
⑩ 公社の事務負担 契約変更等に要する公社の事務負担はどの程度になるか	3	約1.3億円 (分収割合の変更)	3	約2.6億円 (分収割合の変更 約1.3億円) (目的の変更 約1.3億円)	3	約2.6億円 (分収割合の変更 約1.3億円) (事業者名の変更 約1.3億円)	3	約3.2億円 (分収割合の変更 約2.7億円) (事業者名の変更 約0.5億円)	3	約2.2億円 (分収割合の変更 約1.3億円) (事業者名の変更 約0.9億円)	3	約2.4億円 (事業者名の変更 約1.5億円)		
⑪ 契約相手方等の理解 契約変更や公社分収率の譲渡に当たり契約相手方・譲渡相手方の理解が得られるか	3	分収率の変更にあたり、市町村からの理解は比較的得られる可能性が高いが、個人契約者からの理解は困難が伴う	3	事業内容変更及び分収率の変更にあたり、市町村からの理解は比較的得られる可能性が高いが、個人契約者からの理解は困難が伴う	3	分収率の変更にあたり、市町村からの理解は比較的得られる可能性が高いが、個人契約者からの理解は困難が伴う	3	買収価格の決定及び名義の変更にあたり、市町村からの理解は比較的得られる可能性が高いが、個人契約者からの理解は困難が伴う	3	分収率の変更にあたり、市町村からの理解は比較的得られる可能性が高いが、個人契約者からの理解は困難が伴う	1	公社の理解を要し取る費用負担者の出現は、到底期待できない。また、土地所有者の理解も得られにくい。		
小計	55		35		55		35		35		45			
計	189		153		189		165		165		143			

(注) 数値は一定の条件で算定しており、実際の数値には変動があり得る。

※1

評価項目	公社青林化		公社青林化		公社青林化		公社青林化	
	A 経営改善	B 目的転換	C 統合	D 公社青林化	E 県青林化	F 民有林化	U	F
公社借入残高 () 内は経営強化と他の選択肢を比較した場合の主な理由	約88億円 (図-6より)	約99億円 (不利収入の策)	約88億円 (消費費の削減)	約206億円 (土地の取得経費の負担)	約99億円 (代物非済に伴う消費費の負担)	約99億円 (株主公社の借入を償還)	約99億円 (株主公社の借入を償還)	約99億円 (株主公社の借入を償還)
追加的改善等の効果 (図-6より) を比較した場合の主な理由	0～約91億円 (図-6より)	0～約35億円 (分収割合の変更の効果が少ない)	0～約91億円 (経営改善と同様)	0～約31億円 (分収割合の変更の効果はない)	0～約91億円 (経営改善と同様)	0～約91億円 (経営改善と同様)	0	0

※2 地方財政措置については、無利子貸付に係る特別交付税の適用の可否等により算出。

表-20 評点が相対的に低くなった主な理由

継続（目的転換）	<ul style="list-style-type: none"> ・林業の発展への寄与が低位 ・木材収入の減により県財政を圧迫 ・単年度に多額の予算措置が必要
継続（公社有林化）	<ul style="list-style-type: none"> ・契約相手方の持分及び土地の取得により県財政を圧迫 ・単年度に多額の予算措置が必要
廃止（県有林化）	<ul style="list-style-type: none"> ・代物弁済に伴う消費税の発生や地方財政措置が活用できないことにより県財政を圧迫
廃止（民有林化）	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の公益的機能の発揮等目的達成の確実性が低位 ・公社の権利・義務を承継する個人・NPOの出現が到底期待できない

林業会社の今後のあり方に関する報告書の概要

現状

林業会社を取りまく状況

林業会社の現状

昭和36年設立以降、分取林契約に基づき荒廃した林地にスギ、ヒノキの人工林を造成・管理

平成18年1月現在の契約面積は、9,291ha
これまでに約250万人を雇用。山村地域の振興に寄与。
長期借入金残高 29,030百万円(平成18年度末)

国産材価格の下落等林業収益性が悪化

スギ丸太価格 \$55 39千円/m³ → H16 13千円/m³
伐出業賃金 \$55 7,848円/日 → H16 11,760円/日

県民のニーズの変化

木材生産力の増大 → 森林の公益的機能の持続的な発揮

これまでの取組

- ① 施業転換資金への借換
- ② 森林整備支援交付金の活用
- ③ 分取割合の引き上げ
- ④ 県貸付金の無利子化
- ⑤ 組織の再編、職員数の削減
- ⑥ 造林コストの縮減
- ⑦ 会費制の導入
- ⑧ 国、金融公庫への協力要請

約2.2億円の利子軽減(平成14,15年度)
28市町村で約77百万円/年の確保
6町村、316ha(平成17年度まで)
約10.5億円の利子軽減(平成16年度)
八代事業所等の廃止、職員数18人(H8)→12人(H16)
新規造林の廃止、下刈、枝打等の基準の見直し
約7百万円/年の確保

課題

① 収支見通し

国産材価格の低迷から収支見通しが悪化。現在の価格水準(H15~H17平均)では、契約終期の平成96年度の借入金残高が約8億円の見込み

② 森林機能の確保

現在の契約どおりの伐採を行うとした場合、伐採時期、伐採箇所等が集中すること、及び林業経営が激しい状況の中、伐採後に土地所有者による確実な更新が図られるか不透明な状況にあることから、森林の公益的機能の低下を招く恐れがある。
また、自然環境の保護や国民の健康志向を背景とした、生物多様性の保全や花粉症対策に対する要請の高まりに応じる森林施策の実施が求められている状況

③ 県産材の利用拡大

世界的な木材の需給構造が変化する中、国産材へのシフトの傾向が顕れ、県産材への利用拡大に向け、低コスト森林施策の実践や木材の安定供給への寄与が求められている状況

追加的改善策

改善効果(例)

借入金残高の見込み 約8.8億円(平成96年度末)
~H15~17年の平均木材価格で試算~

【具体的な改善策の事例】

伐採時期の推進

- ・ 森林漁業金融公庫借入金の金利軽減
- ・ 大径材生産に伴う木材価格の上昇

約2.0億円

伐採時期の平準化、伐採箇所
の分散により、森林の公益的
機能の持続的確保に貢献

不成森林の見直し

- ・ 森林漁業金融公庫借入金の繰上償還
- ・ 今後の高齢林経費の軽減

約3億円

契約内容の見直し

- ・ 公有林分の分取割合を6(公社):4(土地所有者)から8:2へ
- ・ その他分の分取割合を6(公社):4(土地所有者)から7:3へ
- ・ 森林保険収入を分取対象外へ

約6.0億円

広葉樹林化促進対策事業の活用

- ・ 補助制度を有効に活用し、収益性の向上及び再植林に係る経費の削減

約8億円

最終的な借入金残高 主0億円(平成96年度)

林業会社の今後のあり方

追加的改善策により債務残高の解消が見込まれる中で、森林の公益的機能の維持・増進、林業の発展、県財政への影響等を総合的に勘案すれば、中期的には、林業公社を存続した上で、分取割合の見直し等の経営改善に向けた最大限の取組を第一に行うべき。

〔仮に、林業公社を廃止することとした場合、公社の権利・義務を県が引き継ぐ(県有林化)、又は、公社の持分を個人等の第三者に有償譲渡する(民有林化)が考えられるが、それぞれ、県財政への影響が大きい、第三者の出現が到底期待できない等の問題がある。〕

森林施策(標準伐期施策、長伐期施策、針広混交林化施策等)については、土地所有者の意向や生物多様性の保全等に対する県民の要請の高まりを踏まえ、適切に選択すべき。

今後、林業公社が経営改善に取り組みつつ業務を運営していくためには、県民や土地所有者の理解が不可欠であり、林業公社の果たしている役割について積極的にPRを行うとともに、財務事情を含む経営の状況、経営改善に向けた取組等について分かりやすく情報開示することが必要。

熊本県林業公社経営改善推進委員会設置要領

(設置目的)

第1条 林業公社は、県内唯一の森林整備法人として、約9千haの水源林等の管理経営を担っており、県土の保全、水源のかん養等様々な重要な役割を果たしているが、森林整備のための資金は借入金等に依存する仕組みとなっており、引き続き借入金残高の増加が見込まれる。

林業公社では、これまでに平成15年2月に策定された熊本県林業公社経営検討委員会の提言等を踏まえつつ、経営改善に取り組んできたところであるが、林業の収益性が悪化する中で、依然として収支見通しは厳しい状況となっている。

このため、これまでの経営改善に向けた実施状況や問題点を検証し、経営健全化に向けた一層の経営改善方策の検討を行うとともに、長期的視点に立った林業公社のあり方等について検討する。

(組織)

第2条 委員会の組織は次のとおりとする。

1 委員は12名で組織し、次の者から熊本県知事が委嘱する。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 学識経験者 | 1名 |
| (2) 市町村社員代表 | 2名 |
| (3) 森林組合社員代表 | 2名 |
| (4) 県民代表 | 4名 |
| (5) 関係業界代表 | 2名 |
| (6) 公認会計士 | 1名 |

2 委員の任期は3年とする。

3 委員会の円滑な審議を図るため、委員長をおくこととし、その選出方法は委員の互選とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、公社経営の方策について次の事項を審議する。

- 1 これまでの経営改善の実施状況と問題点
- 2 林業公社の追加的な経営改善方策
- 3 環境保全を重視した森林施業体系
- 4 長期的視点に立った林業公社の役割、あり方

(運営)

第4条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- 1 委員長は、必要に応じて会議を招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となり議事を掌理する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(報告)

第5条 委員長は、審議事項の要旨を熊本県知事に報告するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の庶務は、熊本県森林整備課において処理するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附則 この要領は、平成17年8月5日から施行する。

熊本県林業公社経営改善推進委員会委員名簿

氏名	所属・職名	備考
池松 恵子	芦北女性林業従事者グループ前会長	(県民代表)
甲斐 利幸	山都町町長	(市町村社員代表)
小出 史	異業種交流女性の会会長	(県民代表)
小柄 祐憲	農林漁業金融公庫熊本支店長	(関係業界代表)
堺 正紘	九州大学名誉教授	(学識経験者)
佐藤 雅司	県議会農林水産常任副委員長	(県民代表)
清水 弘	八代森林組合組合長	(森林組合社員代表)
陶山 えつ子	熊本県木材協会連合会理事	(関係業界代表)
千歳 睦男	公認会計士	(公認会計士)
松村 昭	熊本県森林組合連合会会長	(森林組合社員代表)
矢加部 和幸	熊本日新聞社事業局長	(県民代表)
柳詰 恒雄	球磨村村長	(市町村社員代表)

(五十音順)

熊本県林業公社経営改善推進委員会検討経緯

- 第1回委員会 平成17年8月23日
熊本県林業公社の現状と課題
- 第2回委員会 平成17年11月25日
経営健全化に向けた追加的方策について
これからの林業公社のあり方について
- 第3回委員会 平成18年2月24日
経営健全化に向けた追加的方策について
中間報告書（案）について
- 第4回委員会 平成18年8月4日
経営健全化に向けた林業公社の取組状況
林業公社をめぐる最近の動き
- 第5回委員会 平成18年11月22日
現地視察
- 第6回委員会 平成19年2月28日
最近の林業、木材産業を巡る動向
林業公社の経営改善に向けた取組状況と今後のあり方
- 第7回委員会 平成19年7月31日
新生産システムについて
林業公社の経営改善に向けた今後のあり方
- 第8回委員会 平成19年10月26日
林業公社の今後のあり方に関する報告書の骨子

土地所有者へのアンケートの結果及び県の考え方について

1 実施内容

実施期間：平成20年2月4日～平成20年2月15日（12日間）

目標回答数：林業公社と分収契約を締結している土地所有者の約10%、
142件

調査件数：202件（目標回答数142件に対し、70%の回答率を見込んで設定）

回答件数：103件

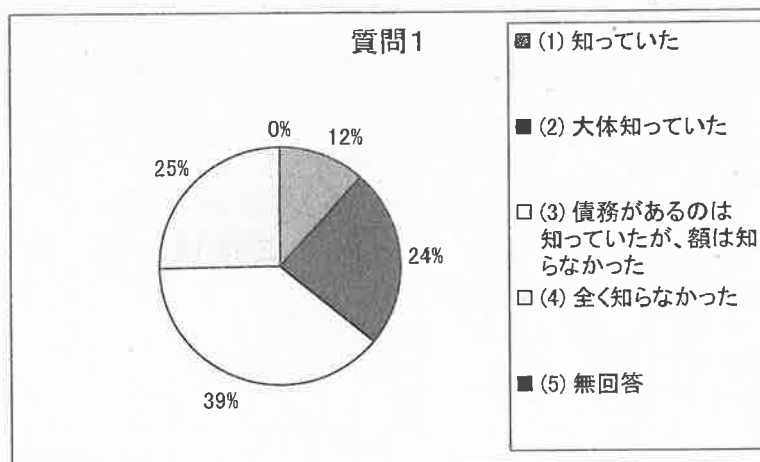
回答率：50.99%（目標回答数142件に対し、72.5%回答）

コメント数：41件

2 実施結果

(1) 質問1

公社の債務額（平成18年度末借入金残高：約290億円）は、ご存じでしたか。

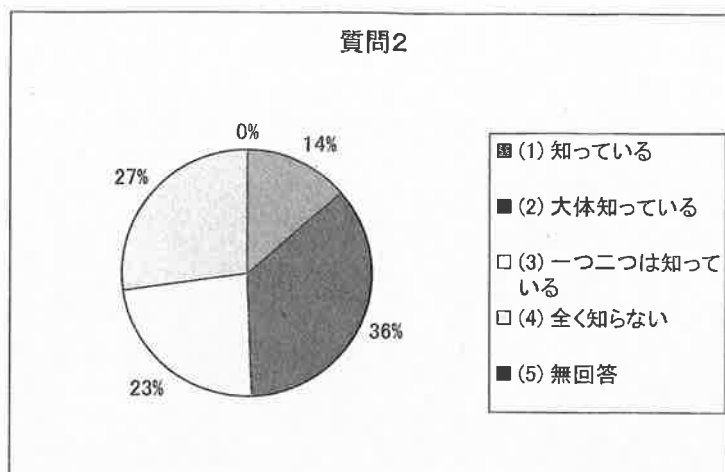


(1)知っていた、(2)大体知っていた、の割合を併せると約36%となり、4割弱の人は公社の債務の存在と額についての情報を得ていたと言えます。

また、約25%、約4人に1人は、公社の債務の存在すら知らなかったことが言え、情報が浸透していないことが伺えます。

(2) 質問 2

県が公社へ支援してきた内容は、ご存じでしたか。

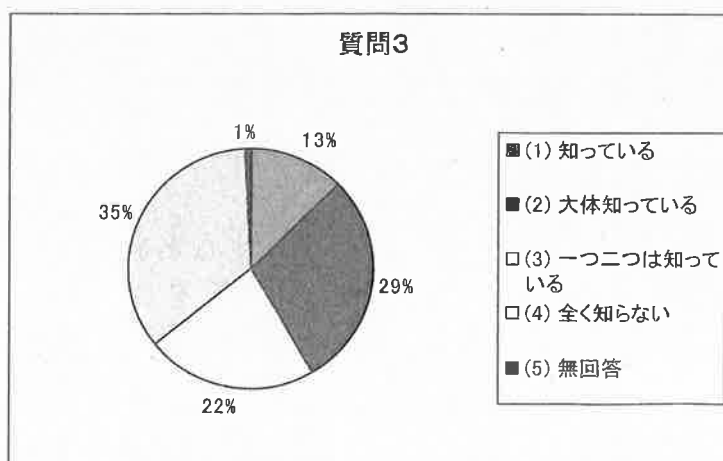


(1) 知っている、(2) 大体知っている、の割合を併せると約 50% となり、約半数の人は県が支援してきた内容を情報として得ていたと言えます。

また、(4) 全く知らない、という人が、約 27%、約 4 人に 1 人は、県の取り組みを知らなかったことが言え、情報が浸透していないことが伺えます。

(3) 質問 3

公社が取り組んできた経営改善の取り組みは、ご存じでしたか。

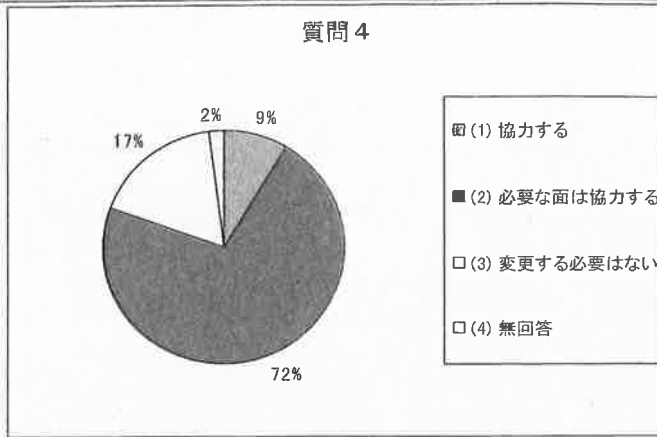


(1) 知っている、(2) 大体知っている、の割合を併せると約 42% となり、約半数の人は公社が取り組んできた内容を情報として得ていたと言えます。

また、(4) 全く知らない、という人が、約 35%、約 3 人に 1 人は、公社の経営改善の取り組みを知らなかったことが言え、情報が浸透していないことが伺えます。

(4) 質問 4

公社の目的を果たしていくために、皆様（土地所有者）の分収割合の変更による経営改善への協力について、どう思われますか。

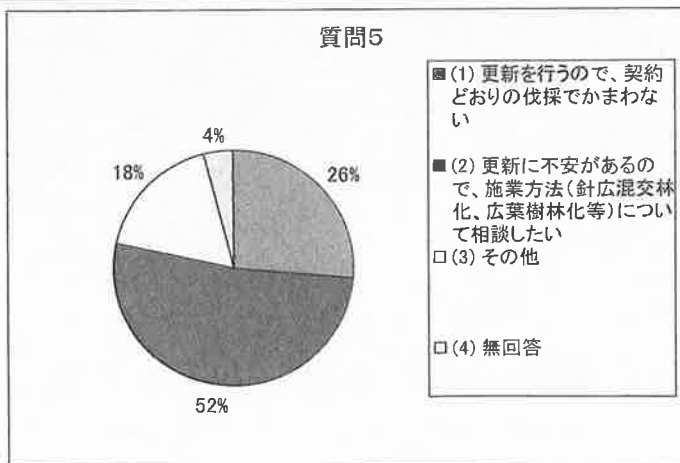


(1) 協力する、(2) 必要な面は協力する、の割合を併せると約 81% となり、8 割を超える人は公社の経営改善に対し、概ね理解を示していることが伺えます。

また、(4) 変更する必要がない、という人の割合は、約 17% を示しており、約 5 人に 1 人は、現状の分収割合の維持を求めていることが伺えます。

(5) 質問 5

契約に伴う伐採後は、更新（植栽）を行う必要がありますが、更新に対するお考えについて、お尋ねします。



(1) 更新を行う・・・、は約 26% であり、約 4 人に 1 人が契約どおりの伐採を望んでいると言えます。

また、(2) 更新に不安がある・・・、は約 52% と約半数を示し、伐採後の植栽による更新に不安を抱えている土地所有者が多いことが伺えます。

(6) 質問 6

今回の報告書（案）について、意見等があれば、お聞かせ下さい。

（別添のとおり）

3 アンケート結果に対する県の考え方

- 質問 1～3 の回答結果から、林業公社の経営状況等についての情報が、土地所有者の大半には浸透していなかったと思われます。
これまでの林業公社の土地所有者に対する対応は、年に 1 度の総会資料の送付に止まっていたことから、経営状況や経営改善への取り組み等に関するより具体的な情報の伝達が不足していたと思われます。
今後、情報提供の回数の増加、情報提供にあたっての効果的に伝える内容の整理等が林業公社には必要と思われます。
- 質問 4 の回答結果から、林業公社の経営改善への協力について、約 8 割の土地所有者に一定の理解を示していただいたものと思われます。
しかし、林業公社の経営改善の一環として、今後、分収割合の変更を行うためには、土地所有者への説明を重ねながら、理解を求めていくことが必要と思われます。
- 質問 5 の回答結果から、土地所有者の大半が伐採後の更新に不安を抱えていると思われます。このため、今後、施業方法について、分かりやすい説明資料の作成、地元説明会の実施等を通じて、土地所有者の意見を踏まえつつ、適切な施業を選択していくことが必要と思われます。

（質問 6 の回答結果に対する県の考え方については、別添のとおり。）

土地所有者の意見等	県からの回答
<p>〇〇財産区は、特別地方公共団体であり議会制度に基づいて運営を行っております。また、特別会計での運用で、一般会計の繰入は望めず、自主財源という原則で財政的にも厳しい状態が続いています。</p> <p>林業公社分収林については、現在の状況では現状維持しか考えられないという判断です。</p> <p>報告書案については、具体的な状況を開示しながら県による県有林化が将来は良いのではないかと思います。</p>	<p>県有林化については、(1)林業公社の権利・義務の県への承継に伴い多額の消費税が発生する、(2)有利な補助金等の活用ができない、(3)無利子貸付に係る地方財政措置の適用はない等の直接的なデメリットがあることに加え、公社の債務が県に移行するだけで、根本的な問題の解決にはならない面があり、現時点での採用は難しいと考えております。</p>
<p>公社の作業道は新設ばかりで維持管理が全くなされていない状況を県は確実に把握して指導し、地域住民に迷惑をかけるないようにしてもらいたい。安心して生活ができない。</p> <p>この作業道の崩壊が山を壊し、土石流の発生をもたらし、災害を大きくしている事実を目をそらさないでもらいたい。</p> <p>公社は山作りではなく、山壊しにほかならない。正に人災である。</p>	<p>林業公社は、林業の発展と森林のもつ公益的機能の維持増進を目的としており、林業公社の事業に起因し、御指摘のような事象が発生しているとすれば、それは、本来の目的に反することです。</p> <p>御指摘の作業道につきましては、至急調査し、必要な措置を講じたいと思います。林業公社に情報の提供をお願いしますとともに、今後も御協力をお願いします。</p>
<p>契約延長はしてあると思いますが、何しろ土地があまり良くない状態であるので、50年生まで伐採しないと立ち枯れしてしまうと思います。(品種 ゴバスギ=シャカインスギ)</p>	<p>植栽木が立ち枯れの症状を呈するときなどは、その情報に基づき品質が低下しないうちに伐採、処分することは可能と思います。情報の提供等をお願いします。</p>
<p>土地所有者に対する説明がこれまでなかった事が、公社に対する不信感を募らせたと思う。</p>	<p>御指摘のとおり、これまで、土地所有者の皆様に対して、林業公社の経営状況、経営改善に向けた取り組み、県や市町村の支援等に関する情報の提供が不足していたと反省しております。今後は、出来るだけ情報の提供に努めていきたいと考えております。</p>
<p>社保庁と同様の感覚では改善は無理！まず、かかる現状に至った責任を明らかにすべき！</p> <p>公社はもともと天下りの受け皿ではなかったのか？第3セクターが成功しないのは、役人のもつコスト意識のなさ、責任を負わないこと、情報の隠蔽が原因である。敢えて加えるなら役人になりたがる人間は安定志向の人間であり、改革や新規の事業等は不向きである！この改善策はこれまでの延長上の案でしかない！</p>	<p>現在の林業公社の問題は、林業全般の問題でもあり、主に、木材価格の下落(スギ中丸太 S55: 38,700円/m³→H18: 12,700円/m³)に起因するものと考えております。</p> <p>一方、これまでも、林業公社において職員数の削減、事業の効率化、利子軽減の取組み等の自主的改善努力を行うとともに、県においても貸付金の無利子化等の支援を行ってきているところであります。</p> <p>今回の報告書(案)は、木材価格の低迷が続いている中で、借入金の解消を含めた林業公社の長期的な収支見通しが依然として厳しい状況となっていることを踏まえ、森林の公益的機能の維持増進、林業の発展、県財政への影響等を勘案しつつ、林業公社の今後のあり方、追加的な改善方策についてとりまとめられたものであります。</p> <p>これらのことについて、御理解を賜りますとともに、今後の経営改善に御協力をお願いいたします。</p>
<p>国産材価格の上がることを祈るだけです。</p>	<p>これまでの木材価格下落の主な原因としては、外材の影響が考えられますが、近年、違法伐採に係る世論の高まり、ロシアの丸太輸出への高関税化、旺盛な中国の木材需要等、木材の需給状況は変化してきており、価格の動向についても注視する必要があると思われまます。</p> <p>一方、県としては、国産材の利用拡大を図ることが、我が県の林業・木材産業の振興に不可欠であると認識しており、大型製材工場の誘致、公共施設における県産材の活用促進、県産材を活用した家づくり活動への支援など幅広い施策を展開しているところであります。</p>

土地所有者の意見等	県からの回答
<p>南側の杉、ひのきは、災害の恐れがある。故に、広葉樹等、植林の必要が考えられる。</p>	<p>契約期間を迎える森林について、どのような取扱いを行うかにつきましては、土地所有者の意見も伺いながら、適切に選択してまいります。</p> <p>なお、取扱い例としては、(1)皆伐する(2)長伐期に移行する(3)強度の間伐を繰り返しながら針広混交林に誘導する等が考えられます。</p>
<p>針広混交林化、広葉樹林化の方法や、管理方法、所有形態等について、分からないため回答できない。</p> <p>公社存続のための契約の見直し等の背景は理解できるが、全国的な問題であり、他の自治体(県)の支援体制等についても情報がほしい。</p>	<p>説明が足りなくて申し訳ありません。「針広混交林化は、40%以上の強度の間伐を行い広葉樹の発生を促すことにより、針葉樹と広葉樹の入り混じった森林にすることです。また、「広葉樹林化」は文字どおり、紅葉やケヤキ等の広葉樹の森林に誘導することです。</p> <p>また、他の自治体での支援状況については、全国の41存在する林業公社等に対し、県等は、貸付金の無利子化、県職員の派遣、利子に対する補助等を実施しており、このうち、当県は、貸付金の無利子化、県職員の派遣を実施しています。</p> <p>なお、4県の公社においては、分収林に係る林業公社の権利・義務を県が引き継ぐ(県有林化)ことを実施していますが、県有林化については、(1)多額の消費税が発生する、(2)有利な補助金等の活用ができない、(3)無利子貸付に係る地方財政措置の適用はなくなる等の直接的なデメリットがあることに加え、公社の債務が県に移行するだけで、根本的な問題の解決にはならない面があると考えています。</p>
<p>林業公社には、土地所有者として大変お世話になっております。今後ともよろしく願います。</p>	<p>林業公社の置かれている状況等ご理解頂きましてありがとうございます。</p> <p>今後、県、林業公社一体となって、林業の発展と森林のもつ公益的機能の維持増進という林業公社の目的の達成に向け、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力をお願いいたします。</p>
<p>分収割合の公社側の引き上げや、伐採時期の長期化等の通知を受けていたが、公社の経営は相当厳しいであろうことは推察していたが、公社の廃止案までが俎上に載せられているとは思っても及ばなかった。</p> <p>土地所有者として出来ることは、契約条件を「環境保全」目的にすること等であると思いますが、全面的に協力させていただきたいと思っております。</p>	<p>林業公社の置かれている状況等ご理解頂きましてありがとうございます。</p> <p>今後、県、林業公社一体となって、林業の発展と森林のもつ公益的機能の維持増進という林業公社の目的の達成に向け、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力をお願いいたします。</p>
<p>更新、伐採等の時には、土地所有者へもある程度の通達なり報告があれば納得できることも多かろうと思っております。</p>	<p>契約期間を迎える森林について、どのような取扱いを行うかにつきましては、土地所有者の意見も伺いながら、適切に選択してまいります。</p> <p>なお、取扱い例としては、(1)皆伐する(2)長伐期に移行する(3)強度の間伐を繰り返しながら針広混交林に誘導する等が考えられます。</p>
<p>契約山林の立木はまだ若く、伐採まで数十年の期間があることを考えると、その頃の時代背景や経済状況を想像することは難しく、一概に答えを選ぶことはできない。</p>	<p>御意見はごもっともであろうと思っております。契約時からこれまでの期間にこれほどの木材価格の落ち込みを予想することが出来なかったと同じく、今後の予測についてもかなり難しいものがありますが、現在の木材価格の状態が続けば、林業公社の収支見通しは極めて厳しい状況にあります。</p> <p>このような中で、今回の報告書案は、森林の公益的機能の維持・増進、林業の発展、県財政への影響等を勘案したうえで、林業公社の今後のあり方、追加的な経営改善方策が整理されたものです。</p> <p>これらのことについて、御理解を賜りますとともに、今後の経営改善への御協力を御願います。</p>

土地所有者の意見等	県からの回答
すべての民有林が同じようであるので、努力してほしい。 (公社だけではない)	林業公社の置かれている状況等ご理解頂きましてありがとうございます。 今後、県、林業公社一体となって、林業の発展と森林のもつ公益的機能の維持増進という林業公社の目的の達成に向け、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力をお願いいたします。
林業は、長期的な事業であり、財務的にも個人の力では無理な箇所が多い。他方、環境問題等からその保全の必要性は強く望まれて来ており、社会の支援の理解も強くなってきている。あらゆる支援を活用して、何とか乗り切ってもらいたい。 個人的には分収の割合の変更等もやむを得ないと思っている。	林業公社の置かれている状況等ご理解頂きましてありがとうございます。 今後、県、林業公社一体となって、林業の発展と森林のもつ公益的機能の維持増進という林業公社の目的の達成に向け、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力をお願いいたします。
事業運営が厳しい折ですが、がんばって欲しい。	林業公社の置かれている状況等ご理解頂きましてありがとうございます。 今後、県、林業公社一体となって、林業の発展と森林のもつ公益的機能の維持増進という林業公社の目的の達成に向け、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力をお願いいたします。
事前に報告書を送付され、その後のアンケート調査が望ましかったこととっております。 年度末にて、大変多忙です。	時間的余裕が無く、取り急ぎのアンケートになりましたことをお詫び申し上げます。また、これまで、土地所有者の皆様に対する情報の提供が不足していたことにつきましても重ねてお詫び申し上げます。 今後におきましては、出来る限りの情報提供に努めていく所存でございますので、今後ともよろしく申し上げます。
熊本県林業公社経営改善推進委員会のメンバーに、明確に「土地所有者の代表である立場の人」を入れて欲しかった。	「林業公社経営改善推進委員会」の委員からも、「土地所有者の意見を聞くべきである。」という御指摘を受け、今回のアンケート調査等に至りました。今後におきましては、土地所有者の皆様にあらゆる機会をとらえて情報を提供し、必要に応じて御意見を賜って参りたいと考えております。
保育、間伐地が多い中、作業道の開設を希望いたします。	御指摘の作業道につきましては、林業公社に情報の提供をお願いしますとともに、今後も御協力をお願いします。
①長伐期化は仕方ないと思いますが、分収割合の見直しは個人の場合は望まない。 ②環境保全の点からも公社継続は必要と思いますので、努力をお願いします。	林業公社の役割等につきまして御理解を頂きましてありがとうございます。 林業公社の経営の健全性を確保し、その目的である林業の発展と森林のもつ公益的機能の維持増進を図っていくためには、林業公社、関係機関及び関係者が、それぞれの立場で最大限の努力を行うことが重要であり、その一環として、分収割合の変更も必要と考えております。 今後、県、林業公社一体となって土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力をお願いいたします。

土地所有者の意見等	県からの回答
<p>国産材の多利用を強く望んでいます。余りにも木材価格に不安があります。</p>	<p>これまでの木材価格下落の主な原因としては、外材の影響が考えられますが、近年、違法伐採に係る世論の高まり、ロシアの丸太輸出への高関税化、旺盛な中国の木材需要等、木材の需給状況は変化してきており、価格の動向についても注目が必要と思われる。</p> <p>一方、県としては御指摘のとおり、国産材の利用拡大を図ることが、我が県の林業・木材産業の振興に不可欠であると認識しており、大型製材工場の誘致、公共施設における県産材の活用促進、県産材を活用した家づくり活動への支援など幅広い施策を展開しているところです。</p>
<p>私が出している林地は、元々マツ林であった。その後天然更新のマツ再生を計画していたが、公団職員の方が来られ、協力要請されたので、不本意であったが、協力したものである。</p> <p>故に、この後は切り捨て間伐を除々にやって、将来は、5-（2）で継続される事を望みます。</p>	<p>契約期間を迎える森林について、どのような取扱いを行うかにつきましては、土地所有者の意見も伺いながら、適切に選択していきます。</p> <p>なお、取扱い例としては、(1)皆伐する(2)長伐期に移行する(3)強度の間伐を繰り返しながら針広混交林に誘導する等が考えられます。</p>
<p>長伐期施業、針広混交林化施業には賛成。</p>	<p>契約期間を迎える森林について、どのような取扱いを行うかにつきましては、土地所有者の意見も伺いながら、適切に選択していきます。</p> <p>なお、取扱い例としては、(1)皆伐する(2)長伐期に移行する(3)強度の間伐を繰り返しながら針広混交林に誘導する等が考えられます。</p>
<p>大分県の方針はどうか。</p>	<p>大分県の場合については、林業公社の権利・義務を県が引き継ぐ(県有林化)ことを実施しています。</p> <p>なお、県有林化につきましては、(1)多額な消費税が発生する、(2)有利な補助金等の活用ができない、(3)無利子貸付に係る地方財政措置の適用はなくなる等の直接的なデメリットがあることに加え、公社の債務が県に移行するだけで、根本的な問題の解決にはならない面があると考えています。</p>
<p>木材価格の低迷で林業に対する経営の意欲を失っている。</p> <p>更新について、長期間の育林期間は個人で行うのは無理であり、伐採跡地についての植林はできない土地になるだろう。</p>	<p>契約期間を迎える森林について、どのような取扱いを行うかにつきましては、土地所有者の意見も伺いながら、適切に選択していきます。</p> <p>なお、取扱い例としては、(1)皆伐する(2)長伐期に移行する(3)強度の間伐を繰り返しながら針広混交林に誘導する等が考えられます。</p>
<p>近年、他の人とあまり話をしていないから、あまり詳しいことは分からない。反省しています。</p>	<p>これまでは土地所有者の皆様に対して、林業公社の経営状況、経営改善に向けた取り組み、県や市町村の支援等に関する情報の提供が不足していたと反省しております。今後は、出来るだけ情報の提供に努めていきたいと考えております。</p>
<p>森林の公益的役割をもっとPRし、国土保全等環境的な面を国民の皆様理解してもらうよう、国、県、市町村あげて取り組んでほしいと思います。</p>	<p>本県においては、「水とみどりの森林づくり税」も活用し、県民参加の森づくりを推進しており、このような取組を通じて、森林機能や森づくりの重要性について、県民の皆様に対する普及、啓発を行っているところです。</p> <p>また、森林の重要性について、県民の皆様のご理解を得ることは、県が林業公社の支援を行う上で非常に重要と考えています。今後とも、あらゆる機会を通して森林の重要性をPRしていく考えです。</p>

土地所有者の意見等	県からの回答
<p>林業後継者が育っていない現在、これからの民有林では山が放置されるところが増えていくように危惧しております。これから益々公社の働きが重要になってくるように思われます。今後は、公社8、民有林2の分収割合が、9対1の割合での再造林の更新をやっていただき、県内の天然林と人工林の割合を維持して頂きたいと思っております。国に対しては、現在までの政策が間違っているように思われます。公団、公社等の林業経営ができる制度を作って頂くことが大切でないか、と考えております。民有林経営も同じだと思しますので、積極的に制度の見直しを働きかけていただきたい。現在の価格では、柱材16cm～20cmの3m～4mの丸太材が一番高い値で売れており、長伐期に移行した場合に、70年～80年で伐採した場合でも、単価の差がないように思われますので、伐期の問題も十分検討して頂きたい。9,000haの人工林をどのような法正林化にしたらいいか、公社として十分検討頂き、県内でのモデルになるような法正林化を作って頂くよう期待しております。</p>	<p>林業公社の重要性を御理解いただきありがとうございます。今後、県、林業公社一体となって、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参ります。また、林業公社に対する支援を求める要望を引き続き行って参ります。</p>
<p>もっと森林整備について、常日頃説明の機会を作り、もっと説明を行う機会を作り、理解を深めるべきだと思う。</p>	<p>御指摘のとおり、これまでは土地所有者の皆様に対して、林業公社の経営状況、経営改善に向けた取り組み、県や市町村の支援等に関する情報の提供が不足していたと反省しております。今後は、出来るだけ情報の提供に努めていきたいと考えております。</p>
<p>木材価格が下落している中、分収割合の見直しを行った時点での伐採を行ったならば、その後の造林、育林していく見通しが立たない今、森林伐採後の裸地が問題になっている中、森林の環境に対する効果を考えたのあり方を検討していただきたい。</p>	<p>契約期間を迎える森林について、どのような取扱いを行うかは、土地所有者の意見も伺いながら、適切に選択していきます。なお、取扱い例としては、(1)皆伐(2)長伐期に移行する(3)強度の間伐を繰り返しながら、針広混交林に誘導する等が考えられます。</p>
<p>木材価格の低迷のために、公社、林業経営者が立ち行かなくなっているのは、輸入木材が70%を超えているからで、この数字を逆にすれば、すべての市場が改善できるのは分かり切っていることで、国策(商社～輸入)にて制限する方法しかないことを関係者は認識すべきです。</p>	<p>御指摘のとおり、木材につきましては早くから自由貿易の波にさらされ、その価格が流通量の80%を占める安価な輸入木材により左右され、決定されている現状にありますが、輸入制限を国において行うことは、自由貿易国として非常に難しい状況にあると思われれます。一方、近年、違法伐採に係る世論の高まり、ロシア材の高関税化、旺盛な中国の木材需要の要求等、木材の需給状況は大きな過渡期にあり、価格の動向についても注目する必要があります。このような中で、本県においても、大型製材工場の誘致、或いは大型公共施設における県産材の使用促進、県産材による家づくりの支援など、県産材の需要拡大に向けた取組みを行っております。今後とも御理解、御協力をお願いします。</p>
<p>分収育林の契約中であるが、長期の契約であり、先々木材需要についても中々見通しは困難であります。報告書にありますように、良い木材がある分も伐採出荷するにも、コスト高、低価格、森林育成等もままならぬ昨今であり、貴公社の努力されている事につきまして頭が下がります。私ども区民も所有林については期待ができません。分収林契約延長にて公社利子が下がる旨聞いております。高額な債務処理は大変困難と拝察します。公社存廃につきましては、私どもはわかりません、何とか関係各位のご尽力を期待するものであります。</p>	<p>林業公社の置かれている状況等ご理解頂きましてありがとうございます。今後、県、林業公社一体となって、林業の発展と森林のもつ公益的機能の維持増進という林業公社の目的の達成に向け、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力をお願いいたします。</p>

土地所有者の意見等	県からの回答
<p>県との各種対応を検討されていると思われませんが、今後とも公社の継続について、鋭意検討され、存続するよう希望します。</p>	<p>林業公社の置かれている状況等ご理解頂きましてありがとうございます。</p> <p>今後、県、林業公社一体となって、林業の発展と森林のもつ公益的機能の維持増進という林業公社の目的の達成に向け、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力をお願いいたします。</p>
<p>植林をするのは自分ではできません。手入れもできません。林業公社にお願いして助かっています。</p> <p>赤字ということで大変だと思いますが、日本の林業のためには必要です。税金を投入してでもやっていくべきだと思います。</p>	<p>林業公社の置かれている状況等ご理解頂きましてありがとうございます。</p> <p>今後、県、林業公社一体となって、林業の発展と森林のもつ公益的機能の維持増進という林業公社の目的の達成に向け、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力をお願いいたします。</p>
<p>大変な時期だと思います。協力しなければならないところは協力をしますので、よろしく願います。</p>	<p>林業公社の置かれている状況等ご理解頂きましてありがとうございます。</p> <p>今後、県、林業公社一体となって、林業の発展と森林のもつ公益的機能の維持増進という林業公社の目的の達成に向け、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力をお願いいたします。</p>
<p>P 12 行うべき最大の要点と思う。</p> <p>P 5 不成績林分の契約解除等、地権者の負担はどうなるのか。</p>	<p>林業公社の置かれている状況等御理解頂きまして誠にありがとうございます。</p> <p>なお、健全な生育が見込めない不成績林分については、今後再造林すること等も困難でありますので、土地所有者の皆様との話し合いにより、土地所有者で管理（解約）して頂きたいと考えております。</p>
<p>はじめて林業公社の経営状況を知りました。</p> <p>目的は何ら変わってなく林業の発展かと思えます。経営改善専門委員会を設置し、取り組んでおられるので、その後について期待します。</p>	<p>林業公社の置かれている状況等ご理解頂きましてありがとうございます。</p> <p>今後、県、林業公社一体となって、林業の発展と森林のもつ公益的機能の維持増進という林業公社の目的の達成に向け、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力をお願いいたします。</p>
<p>林業公社の運営が厳しいことは理解できたが、改善策として山林権利者の利益を損なわない方法を最優先で考えていただきたい。</p> <p>なお、国土の環境保全の意味からも、行政に対し、環境改善、CO2排出制限の観点から、補助の範囲、規模を拡大するよう働きかけてほしい。</p>	<p>林業公社の置かれている状況等御理解頂きまして誠にありがとうございます。</p> <p>林業公社の経営の健全性を確保し、その目的を達成するためには、林業公社、関係機関及び関係者が、それぞれの立場で最大限の努力を行うことが重要であり、その一環として、分収割合の変更も必要と考えております。</p> <p>なお、近年におきましては、森林が有しております公益的機能に照準を当てた補助事業等も拡充されてきておりますので、それらの補助事業を有効に活用して参ります。</p> <p>今後、県、林業公社一体となって、林業の発展と森林のもつ公益的機能の維持増進という林業公社の目的の達成に向け、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力をお願いいたします。</p>

土地所有者の意見等	県からの回答
<p>大変御心配をおかけいたします。私達も昭和38年に五ヶ荘林業公社にお願いして、このような時代が来るとは夢にも思っていませんでした。山を大変愛し、楽しみにしていました両親も亡くなってしまいました。私達も80才前後となり、もはや子や孫の時代を夢に見て、美しい山々が郷土を潤うことを祈ります。よろしくお願いします。</p>	<p>林業公社の置かれている状況等ご理解頂きましてありがとうございます。</p> <p>今後、県、林業公社一体となって、林業の発展と森林のもつ公益的機能の維持増進という林業公社の目的の達成に向け、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力をお願いいたします。</p>
<p>今の林業公社の計画について、林業公社は自分達の事だけ考え、土地所有者に対し何も考えていない。もし、木材価格が低下することがわかっているにもかかわらず、何の手だてもせず、土地所有者に対し大変な苦勞を負わせたこと。</p>	<p>現在の林業公社の問題は、林業全般の問題であり、主に、木材価格の下落(スギ中丸太 S55:38,700円/m³→H18:12,700円/m³)に起因するものと考えております。また、これほどの状況になることは、なかなか予測できなかったものと考えております。</p> <p>一方、これまでも、林業公社において職員数の削減、事業の効率化、利子軽減の取組み等の自主的改善努力を行うとともに、県においても貸付金の無利子化等の支援を行ってきているところであります。</p> <p>林業公社の経営の健全性を確保し、その目的を達成するためには、林業公社、関係機関及び関係者が、それぞれの立場で最大限の努力を行うことが重要であり、その一環として、分収割合の変更も必要と考えております。</p> <p>今後、県、林業公社一体となって、林業の発展と森林の持つ公益的機能の維持増進という林業公社の目的の達成に向け、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力を御願いたします。</p>
<p>伐採後の植栽は、大変大事ですが、広葉樹が勝ちすぎないように十分検討して下さい。</p>	<p>契約期間を迎える森林について、どのような取扱いを行うかは、土地所有者の意見も伺いながら、適切に選択していきます。</p> <p>なお、取扱い例としては、(1)皆伐(2)長伐期に移行する(3)強度の間伐を繰り返しながら、針広混交林に誘導する等が考えられます。</p>
<p>公社の継続については、正直あまり意見はありません。いずれにしても今後契約がスムーズに引き継がれることを期待します。また、できる限り契約内容が変更されないことをお願いしたいです。</p>	<p>林業公社の置かれている状況等御理解いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>林業公社の経営の健全性を確保し、その目的を達成するためには、林業公社、関係機関及び関係者が、それぞれの立場で最大限の努力を行うことが重要であり、その一環として、分収割合の変更も必要と考えております。</p> <p>今後、県、林業公社一体となって、林業の発展と森林の持つ公益的機能の維持増進という林業公社の目的の達成に向け、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力を御願いたします。</p>
<p>現状の管理(山)状況を見て、貴公社へ委託したことを後悔している。今後枝打ち、間伐、鹿の剥皮対策等を考慮すると県産材等というブランドは勿論、森林としての役割を果たせるか心配である。</p> <p>借入金のみ増加し、将来また分収割合の再下げの要求されるやも？</p> <p>貴公社の先行きに大きな不安を抱いている。</p>	<p>林業公社の経営の健全性を確保し、その目的を達成するためには、林業公社、関係機関及び関係者が、それぞれの立場で最大限の努力を行うことが重要であり、その一環として、分収割合の変更も必要と考えております。</p> <p>今後、県、林業公社一体となって、林業の発展と森林の持つ公益的機能の維持増進という林業公社の目的の達成に向け、土地所有者の意見も伺いつつ、経営改善に努めて参りますので、御協力を御願いたします。</p> <p>なお、個別の森林の状況等に関する情報がございましたら、林業公社に提供いただきますようお願いいたします。</p>